

新しい会員制度に基づく会員種別の登録について

常任理事会

先の2004年度総会において会員制度に関する定款の一部改定が承認され、現在文部科学省に申請手続き中です。これが認められることを前提として、個人会員の皆様に会員種別の新規登録をして頂くようお願いいたします。

会員種別は、大きく分けて、**通常会員**と**特別会員**とになります。それらの性格の違いは、前者が民法でいう（法人の）社員に相当し、後者はそうでない会員というところにあります。定款改定前の個人会員は、少数の例を除いて、全て通常会員つまり社員とされていますが、それを今回の定款改定により、会員の多様性を考慮して従来の特別会員の枠を拡大し、各個人の自主選択により通常会員にも特別会員にもなれる仕組みに改定されます。また、自主判断による種別の変更も可能です。

通常会員は、法人つまり（社団法人）日本気象学会の運営と活動に対して、社員としての権利と義務をもつこととなりますが、**特別会員**はそうではありません。社員としての権利と義務とは何かと具体的にいいますと、総会に参加して議決権を行使する権利と義務、および、役員選挙における選挙権と被選挙権をあげることができます。日本気象学会では、それら以外については通常会員と特別会員の違いはないと考えています。そして、特別会員でも、議決権こそ持たないけれども、総会に出席し参考意見を述べることは認められます。なお、選挙に関しては、特別会員の参加も検討

中ではありますが、役員の選挙に参加することを望む会員は、会員種別の登録において通常会員になる選択をすれば問題はないと考えます。なお、基本的に通常会員と特別会員の会費は同額です。

以上のように、個人会員の皆様には、新しい定款及び細則に基づき、新規に会員種別の登録をして頂く必要があります。その時、会費の新割引制度が活用できる条件の会員（高年会員）にはその旨を申し出ることも可能です。

今回の**会員登録手続きは原則として全ての個人会員が対象です**。会員登録手続きの期間は、9月6日（月）～10月15日（金）とします。本誌に差し込まれた登録用ハガキに必要事項を記入し、会員は全員、必ず期限までに投函して下さい。この投函は、**社員としての最初の最小限の義務**とご認識頂ければ幸いです。もしも登録のハガキ投函がない場合は、取り敢えずの処置として特別会員として登録させていただきますが、必要ならば定められた時期（毎年11月末）に会員種別の変更手続きをして下さい。

なお、高年会員の割引申請手続きも上記期間に行っていただきますが、2005年会費の割引は、1939年（昭和14年）以前の生まれの人が対象です。希望者は生年月日を証明するもの（免許証や保険証の写し）を別途送付願います。また、学生会員でこの一年間に証明書を送付していない会員もこの際送付願います。